

垂井町建設工事指名競争入札参加者選定に関する基準

1 趣旨

この基準は、垂井町契約規則（昭和 61 年 3 月 31 日規則第 23 号）第 25 条に規定する垂井町が発注する建設工事（以下「町工事」という。）の請負契約に係る指名競争入札に参加する者（以下「業者」という。）の選定の基準について、必要な事項を定めるものとする。

2 選定の方法

業者の選定は、垂井町契約事務処理要綱（昭和 57 年 3 月 31 日告示第 27 号）による垂井町業者指名審査委員会（以下「委員会」という。）において行う。

3 選定の基準

- (1) 業者の選定は、この基準に基づく方法によることを基本として、中小企業の保護育成に留意し、公正かつ公平に行うとともに、その選定経過等について客観性及び透明性を確保するものとする。
- (2) 談合情報等があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、選定替えをすることができる。選定にあっては、この基準によらない場合がある。

4 業者の選定・格付工種における発注基準の運用

- (1) 業者の選定数は、別表第 1 に掲げる数とする。ただし、これにより難しいと町長が認める特別な理由があるときは、この限りではない。
- (2) 格付工種に係る町工事の等級ごとの発注基準は別表第 2 に掲げるところによるものとする。この場合において、町工事の等級に対応する等級業者の選定が困難又は適当でない認められる場合は、当該工事に係る選定業者数の 2 分の 1 以内に限り、上位等級又は直近下位の等級業者を選定することができる。ただし、直近下位に格付けされている者を指名する場合の発注金額の上限は、別表 2 の 2 に定めるところによる。

5 選定基準の特例

次に該当する場合は、前項の規定にかかわらず、上位又は下位の等級業者を選定することができる。

- (1) 特殊な機械又は技術を必要とする工事で、他に適当な業者がない場合
- (2) 施工中の国、県及び町の発注した工事に関連した工事、継続工事等で当該業者を選定することが適当と認められる場合
- (3) 施工しようとする工事の施工箇所の近接に営業所等を有する者がある場合
- (4) 災害直後で緊急に施工する応急工事または本工事に選定する場合
- (5) その他、特別な事由があると認めた場合

6 指名しない場合

- (1) 次に該当する場合は、指名しない。
 - ア 建設業法に基づく営業停止の期間
 - イ 垂井町競争入札参加資格に係る指名停止措置要領に基づく指名停止の期間
 - ウ 警察当局から、垂井町に対し建設工事入札参加資格者に関し、次の情報を得たとき。
 - (ア) 経営者等（法人の場合は、法人の非常勤役員を含む役員並びに支配人及び営業所の代表者を、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。）が暴力団員であること。
 - (イ) 不正に暴力団員を利用したことがあること。
 - (ウ) 不正に暴力団員に対し財産上の利益を与えたことがあること。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、その状況が改善されたと町長が認めるまでの間、指名しない。
 - ア 町工事に係る請負契約の履行に関し、次に掲げる事項に該当し、かつ、その状況が継続し

ており、町工事の請負人として不相当であると認められる場合

(ア) 工事関係者に関する措置請求に請負人が従わないとき、その他請負契約の履行が不誠実であるとき。

(イ) 下請負代金の支払遅延、使用資材の購入強制等下請負関係が不適切であるとき。

(ウ) 安全管理に関して、関係機関から改善の指導を受けているとき。

イ 労働者に対する賃金の不払いの事実があり、かつ、その状況が継続しており、町工事の請負人として不相当であると認められる場合

ウ 他の業者が施工している町工事を故意に妨げるなどの不誠実な行為をし、町工事の請負人として不相当であると認められる場合

エ 会社更生、民事再生、破産等の手続の申請、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止、税の滞納等の事実があり、経営状況が不健全であると認められる場合

7 指名に当たり、勘案又は尊重する事項

(1) 地理的条件

工事の規模、内容等から判断して、垂井町内に本社、本店等の建設業法上の主たる営業所を有する者による施工が可能であると認められる町工事にあつては、その主たる営業所の所在地が垂井町内にあるか否かを勘案する。

(2) 指名回数

特定の者に指名回数が偏らないよう、バランスを総合的に勘案する。

(3) 工事成績

ア 前年の同種の町工事に係る工事成績が優良であるか否かを勘案する。

イ 工事成績が優良である場合は、指名に反映する。

ウ 工事成績の前年1年間の平均が65点未満である場合は、1年間指名しない。

※前年に受注実績のない場合は、65点とみなす。

(4) 工事手持量

工事の手持状況から判断して、その町工事の施工が可能であるか否かを総合的に勘案する。

(5) 技術者

その工事を施工するに足る有資格の技術者が確保されているか否かを勘案する。

(6) 施工実績

その町工事と同種の工事について、年間平均完成工事高、過去の工事経験その他の施工実績を勘案する。

(7) 安全管理の状況

ア 町工事の施工中における安全管理の状況が優良であると認められるときは、その事実を尊重する。

イ 町工事の施工中における町の監督員から改善の指摘を受けたときは、その事実を勘案する。

ウ 町工事について、公衆又は工事関係者に対する事故が発生したときは、その事実を勘案する。

(8) 労働福祉の状況

ア 町工事について、建設業退職金共済組合等との退職金共済契約の締結及び証紙の購入、貼付等の状況を勘案する。

イ 労働者の雇用確保、労働条件の改善等に対する取組みの状況を勘案する。

(9) ISO9000シリーズ等認証取得の状況

ISO9000及びISO14000シリーズ等の認証を取得しているときは、その事実を尊重する。

- 附 則
この基準は、平成16年 4月13日から施行する。
- 附 則
この基準は、平成16年 9月 9日から施行する。
- 附 則
この基準は、平成17年 5月16日から施行する。
- 附 則
この基準は、平成18年11月13日から施行する。
- 附 則
この基準は、平成19年 7月30日から施行する。
- 附 則
この基準は、平成22年 4月21日から施行する。
- 附 則
この基準は、平成22年 9月 6日から施行する。
- 附 則
この基準は、平成29年 4月 1日から施行する。
- 附 則
この基準は、平成29年 7月 1日から施行する。

別表第1

業者数	設 計 金 額
3者以上	1,000万円未満
5者以上	1,000万円以上 5,000万円未満
8者以上	5,000万円以上

別表第2

等級	請負工事の種類及び設計金額			
	土木一式工事	建築一式工事	電気工事	管工事
A級	7,000万円以上	1億円以上	2,000万円以上	2,000万円以上
B級	3,500万円以上 7,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	600万円以上 2,000万円未満	600万円以上 2,000万円未満
C級	3,500万円未満	5,000万円未満	600万円未満	600万円未満

※5,000万円以上の工事にあつては、共同企業体方式を採用することもある。

別表第2の2

等級	請負工事の種類及び設計金額			
	土木一式工事	建築一式工事	電気工事	管工事
B級	1億円未満	1億5,000万円未満	3,000万円未満	3,000万円未満
C級	5,000万円未満	7,500万円未満	900万円未満	900万円未満